

千歳市業務継続計画 (B C P)

平成 28 年 12 月策定
(平成 30 年 12 月改訂)
(令和 4 年 3 月改訂)

千 歳 市

目 次

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

第1節 業務継続計画策定の目的と効果.....	1
1 業務継続計画策定の目的.....	1
2 業務継続計画策定の効果.....	1
3 地域防災計画と業務継続計画との関係.....	2
4 地域防災計画と業務継続計画との比較.....	3
第2節 業務継続計画の基本方針等.....	4
第3節 業務継続の特に重要な6要素.....	5
第4節 業務継続の決定権限者及び計画の指揮命令系統.....	5
第5節 業務継続計画の発動および終結.....	6
1 市業務継続計画の発動基準.....	6
2 業務継続計画の終結.....	6
3 業務継続計画の発動・解除の周知.....	6

第2章 業務継続計画の前提となる千歳市の災害想定

第1節 想定する災害.....	7
第2節 被害想定（シナリオ）.....	8
第3節 被害評価及び算定.....	9
1 被害の評価.....	9
2 被害の算定.....	9
第4節 業務継続への影響.....	12
第5節 災害対策本部等設置場所の設備概要.....	14
第6節 本庁舎等の代替施設の確保.....	15

第3章 非常時優先業務の選定と分類

第1節 非常時優先業務の考え方.....	16
第2節 非常時優先業務の分類.....	16
第3節 非常時優先業務等の選定.....	17
1 優先的通常業務の選定.....	17
2 業務開始目標時間の選定.....	17
3 受援業務の選定.....	18
第4節 各部（対策部）の非常時優先業務.....	18

第4章 非常時優先業務実施のための体制および資源の確保

第1節 職員の勤務体制.....	20
1 職員の非常配備及び参集体制.....	20
第2節 組織体制の強化.....	23
1 職員の弾力的な配備.....	23
2 職員の健康管理.....	23
第3節 指揮命令系統.....	24
第4節 庁舎・執務室.....	24
第5節 電力	25
第6節 通信機器.....	26
第7節 情報システム.....	26
第8節 トイレ	27
第9節 食料・飲料水等.....	27
第10節 燃料・消耗品.....	28
第11節 応援協定締結による協力体制の確立.....	29

第5章 業務継続体制の向上

第1節 業務継続体制向上の考え方.....	33
第2節 計画実施・改定の進め方.....	33

○ 用語の定義	34
---------------	----

○ 別 冊	
-------	--

第1章 業務継続計画の基本的な考え方

第1節 業務継続計画策定の目的と効果

1 業務継続計画策定の目的

千歳市では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害の予防、災害応急対策及び復旧・復興に関する総合的な防災計画として「千歳市地域防災計画」を定め、災害対応業務を行うこととしているが、他方で、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を抱えている。近年、発生した大規模災害をみても、行政として行うべき膨大な災害対応業務が発生する一方で、市庁舎や各種システムさらには職員など行政機関自身も被災することから、業務が中断するなど行政機能が低下する状況も生起している。特に、平成23年3月に発生した東日本大震災は、東日本各地に甚大な被害をもたらし、被災した市町村においては、一時的に行政機能が失われる深刻な事態に陥り、その業務の実施は困難を極めるものとなった。

千歳市においても平成30年9月に北海道胆振東部地震が発生し、防災関係機関等の協力を受け、対応を行ったが、観光客のための避難所開設や指定避難所への職員の配置、災害対応と並行した通常業務の取扱い、停電時における市民への情報提供など、多くの課題が浮き彫りとなった。

このことから、大規模災害が発生した場合においても、市民の生命・身体及び財産の保護、並びに市民生活への影響を最小限に抑えるため、非常時に市として実施すべき優先度の高い業務（非常時優先業務）を選定した上で、市役所機能の低下を最小限にとどめ、それらの業務に必要な業務資源（庁舎、職員等）を適切に確保するための体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

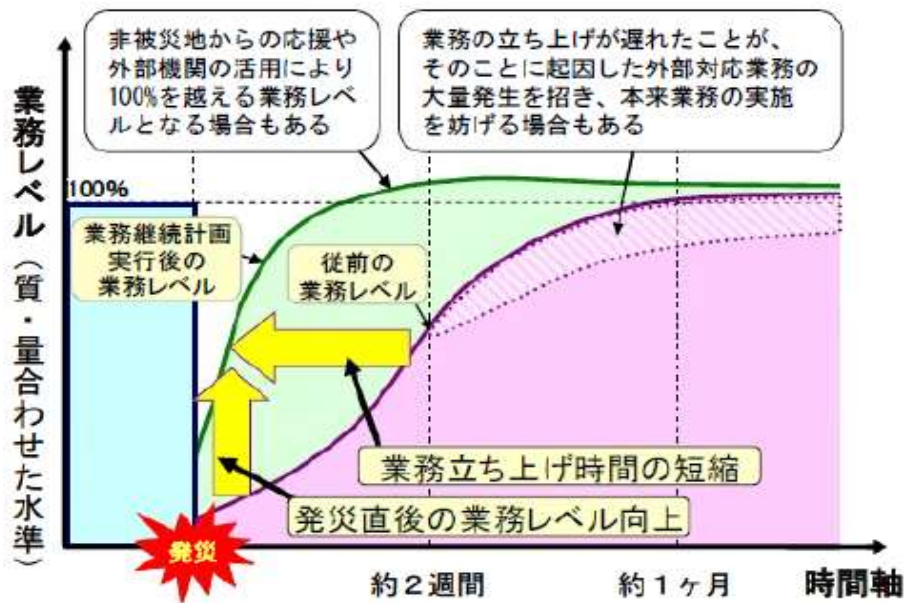
このような業務継続のための体制を整備し、非常時には速やかに体制移行が行えるよう準備することを目的として「千歳市業務継続計画」を策定する。

2 業務継続計画策定の効果

あらかじめ非常時優先業務を選定することにより、災害発生直後から応急対策業務に迅速に取り組むことが可能となるほか、通常業務においても行政サービスの質の低下を最小限に留めることが可能となる。また、大規模災害が発生した場合、市庁舎においても様々な障害が発生するため通常業務が一旦中断する可能性が高いが、業務継続計画を策定していない場合では、多数ある通常業務の中からどの業務を継続するかをその場で判断しつつ、可能な範囲で継続していかなければならない。さらに、応急対応的に行うべき業務も膨大に増加してしまい、業務効率の低下に伴い、行政サービスの質の低下を招いてしまう可能性が高くなる。

他方、業務継続計画を策定し、非常時に行うべき業務を明確にすることで、中断せざるを得ない通常業務を明確にすることや、非常時の業務執行態勢を迅速に整えることにより、災害発生により低下する行政サービスの質を効率よく回復することができる。

図 1-1 業務継続計画の効果の概念図（BCP導入後）



- ・ 出典：「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説第1版【解説】」
- ・ 内閣府（防災担当）平成22年4月

3 地域防災計画と業務継続計画との関係

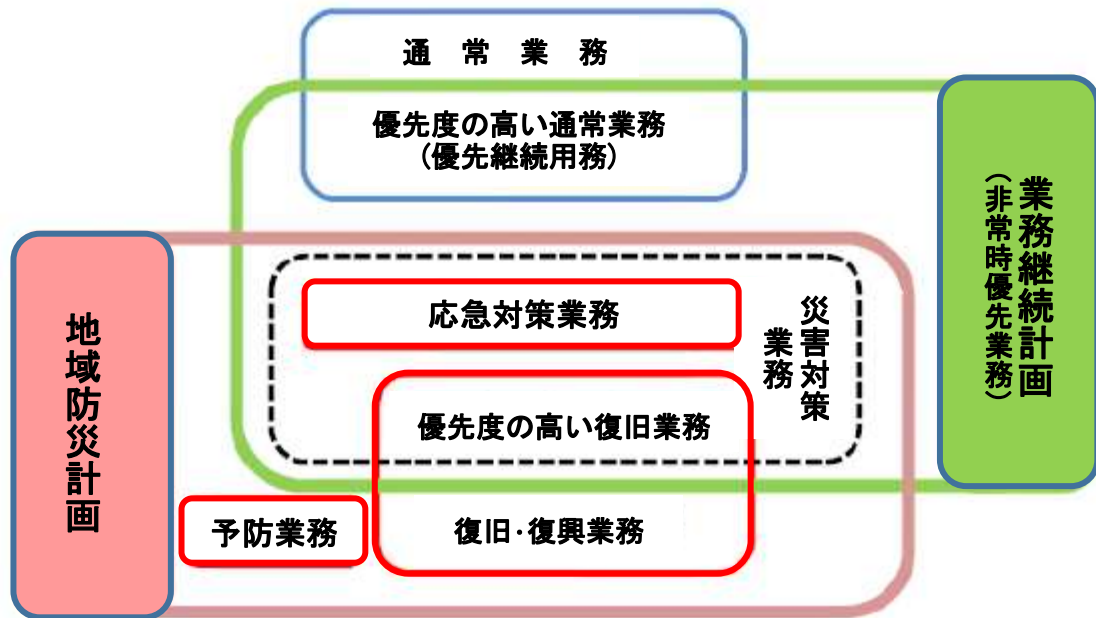
地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき千歳市防災会議が策定する法定計画であり、想定される地震災害等から市民の生命・身体・財産及び経済活動等を守るため、千歳市が北海道、防災関係機関と連携して行う「災害予防、応急対策及び復旧・復興対策」等に関し、実施すべき業務について定めた計画である。

他方、業務継続計画は、被災による行政機能の低下や少ない参集職員、さらには、限定された資源を前提に、千歳市が市役所の運営に関し、「災害時に優先的に取り組むべき重要業務（非常時優先業務）」として予め定め、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、非常時優先業務遂行の実効性を確保するための計画である。

なお、非常時優先業務は、優先度の高い通常業務（優先継続業務）、災害対策業務のなかの応急対策業務と優先度の高い復旧業務に分類でき、このうち応急対策業務、優先度の高い復旧業務並びに復旧・復興業務は、地域防災計画でも扱われている。

以上のように、業務継続計画は地域防災計画を補完し、その実効性を高める機能を有するものである。

図 1-2 地域防災計画と業務継続計画との関係



4 地域防災計画と業務継続計画との比較

地域防災計画と業務継続計画は、計画の趣旨、法的な根拠、さらには実施主体や計画の対象など異なる点が多くなるが、その概要は次のとおりである。

表 1-1 地域防災計画と業務継続計画の比較

比較項目	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	・ 市域における災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	・ 災害発生時に必要資源に制約がある状況下において、目標とする時間・時期までに非常時優先業務を実施するための計画
法的根拠	・ 災害対策基本法第 42 条	・ なし
上位計画	・ 防災基本計画 ・ 北海道地域防災計画	・ なし（関連計画：千歳市地域防災計画）
実施主体	・ 千歳市防災会議（構成機関） ・ 自主防災組織、自治会等 ・ 事業者	・ 千歳市
計画の前提（想定）	・ 市全域への影響を想定（市役所の被害は想定せず） ・ 行政の被災を特に想定していない	・ 市役所の被害を想定（行政機能への影響を想定）市役所機能低下、職員の不足 ・ 庁舎、職員、電力、通信、システム等の必要資源の被災を想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定
計画の期間	・ 予防～応急～復旧・復興期間	・ 災害発生から概ね 1 ヶ月以内
対象業務	・ 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を対象	・ 非常時優先業務（災害応急対策、災害復旧・復興対策、優先度の高い通常業務）を対象

第2節 業務継続計画の基本方針等

市は、大規模災害時においても、市民の生命・身体・財産及び経済活動等を守ることが重要な任務であることを鑑み、これらの任務を継続するため、次に示す基本方針及び対応方針に基づいて業務の継続を図ることとする。

基本方針

- ① 大規模災害から、市民等の生命・身体及び財産を守ることが最大の目的とする。
- ② 市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめ、早期復旧に努める。
- ③ 業務継続のために必要な態勢(体制)をとり、必要な資源を最大限有効に活用する。

対応方針

- ① 大規模災害発生時は、通常業務を一時的に中断し、非常時優先業務を優先して実施する。
この際、情報収集、救助、医療救護、避難者の保護など、人命を優先した災害応急対策業務を最優先で実施する。
- ② 非常時優先業務の実施に必要となる人員（職員）や、庁舎・電力・情報通信設備等の業務資機材の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整し、その実行は災害対策本部が統制する。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、原則として休止・抑制する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次、通常業務の再開を目指す。
- ④ 業務継続計画を実効性のあるものとするため、全庁横断的に業務継続計画の点検及び見直しを継続する。

第3節 業務継続の特に重要な6要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として、次の6要素についてあらかじめ定めておく必要がある。

表 1-2 業務継続の特に重要な6要素

項 目		内 容
(1)	首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	・ 首長が不在の場合の職務の代行順位を定める。 ・ また、災害時の職員の参集体制を定める。 ・ 緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠である。 ・ 非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要である。
(2)	本庁舎が使用できなくなった場合の代替の特定	・ 本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ・ 地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。
(3)	電気、水、食料等の確保	・ 停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。 ・ また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ・ 災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要である。 ・ 孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。
(4)	災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	・ 断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ・ 災害対応にあたり、情報の収集・発信、連絡調整が必要である。
(5)	重要な行政データのバックアップ	・ 業務の遂行に必要な重要な行政データのバックアップを確保する。 ・ 災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠である。
(6)	非常時優先業務の整理	・ 非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ・ 各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。

引用：内閣府「大規模地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）」

第4節 業務継続の決定権限者及び計画の指揮命令系統

原則として、「千歳市地域防災計画（千歳市災害対策本部条例）」で定めるところにより、災害対応業務を行うこととするが、本計画では、大規模災害時に責任者の安否が不明の場合であっても、迅速かつ適切に意思決定する必要があることから、あらかじめ以下のとおり事案決定等の代行順序を定める。

表 1-2 業務継続業務等に係る事案の指揮権限委任順位表

・災害対策本部長指揮権限代理者の順序 （災害対策本部組織順位とする。） * 1 * 2	第1順位：副市長 第2順位：総務部長 第3順位：企画部長 第4順位：市民環境部長
・各対策部長指揮権限の代理者の順序 * 3 （千歳市災害対策本部編成及び事務分掌による。）	
※1 災害対策本部は市長が設置し、災害対策本部長となる。 ※2 組織改編に伴い決定権限順位の変更が生じる場合がある。 ※3 災害対策本部長職務代理者が公務等により全員不在する場合はその都度代理者を指名する。	

第5節 業務継続計画の発動及び終結

1 業務継続計画の発動基準

計画の発動基準		・災害等の種類や事象により発動する。
地震	震度6弱以上	・市域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、自動的に発動する。
	震度5強以下	・市域内で震度5強以下の地震が発生した場合は、被災状況等に応じ、災害対策本部長の宣言により発動する。
地震以外の地域防災計画に規定する災害		・被災状況等に応じ、災害対策本部長の宣言により発動する。
国民保護に係る事象など、その他の危機事象		・被災状況等に応じ、国民保護（危機）市対策本部長の宣言により発動する。

2 業務継続計画の終結

災害（国民保護）対策本部長は、災害応急対策が概ね終了したと認めたとき業務継続計画の終結を宣言する。

3 業務継続計画の発動・解除の周知

業務継続計画の発動または解除を行った場合は、防災行政無線、市ホームページ、メール配信サービス及び報道機関などを通じて市民に広く周知し、市の業務体制の移行について、市民や事業者等に理解と協力を求める。

第2章 計画の前提となる千歳市の災害想定

第1節 想定する災害

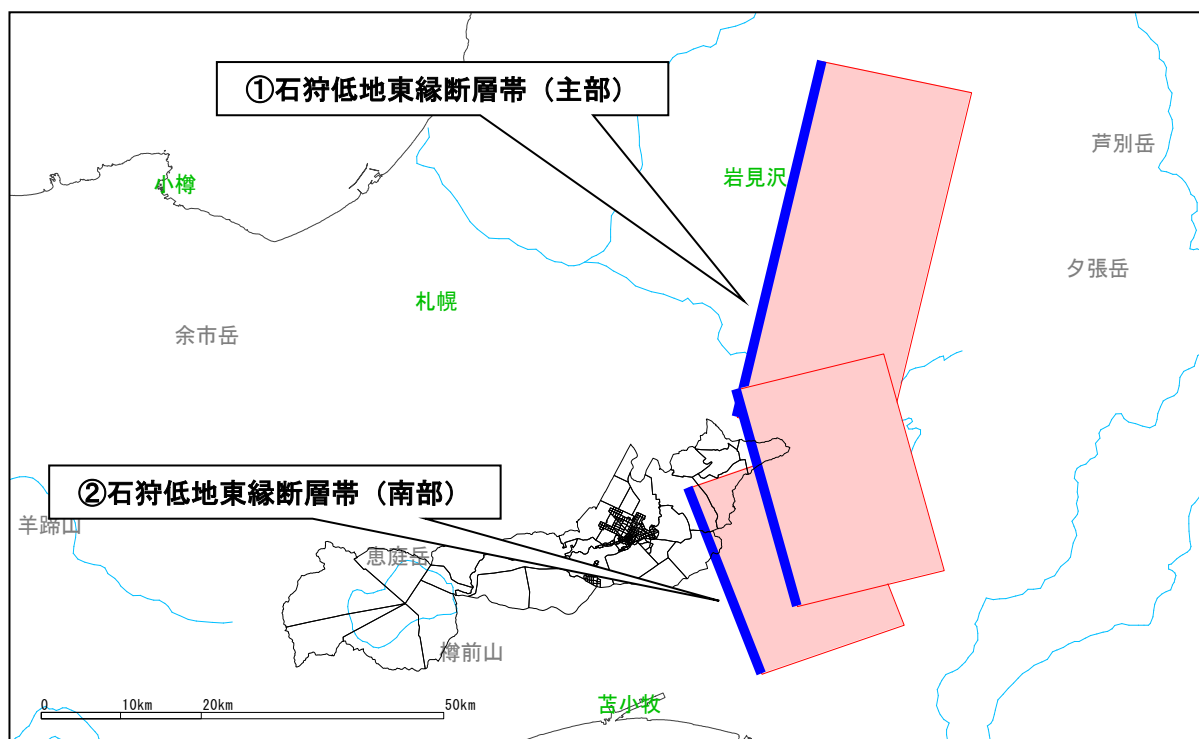
本市の東部には石狩低地東縁断層帯主部と南部の存在が確認されており、その評価については、「石狩低地東縁断層帯の長期評価の一部改訂」（平成22年8月26日・地震調査委員会）により変更が行われている。

その内容は、0.05%～6%もしくはそれ以下とされていた主部における地震発生確率（30年以内）がほぼ0%とされたが、地震発生確率（30年以内）が不明とされていた南部が0.2%以下の地震発生確率（30年以内）に上がり、断層の長さも23km以上から54km以上に、想定される地震の規模についてもM7.1程度以上からM7.7程度以上と引き上げられ、我が国の主な活断層の中では発生確率が高いグループに属している。

また、「石狩低地東縁断層帯主部と石狩低地東縁断層帯南部は、並走する区間において地下で収れんしている可能性があり、両者が同時に活動するケースも考慮する必要がある。この場合、全体の長さは108km以上となり、マグニチュード8.2もしくはそれ以上の地震が発生する可能性がある」とされている。

このことから、千歳市地域防災計画において想定する地震は、被害が最も大きいと考えられる石狩低地東縁断層帯南部が活動し、その活動に主部が連動する石狩低地東縁断層帯主部と南部の連動型地震としているが、地震（直下型）は事前予知が困難であり、かつ被害が最も大きいとされることから、「石狩低地東縁断層帯主部と南部の連動型地震の被害想定」で、業務継続計画を策定することとする。

図2-1 石狩低地東縁断層帯（主部・南部）の概略位置



第2節 被害想定（シナリオ）

業務継続計画策定の根拠とする「石狩低地東縁断層帯主部と南部の連動型地震」は、次の条件を設定し、被害を想定する。

図 2-2 被害想定的前提となる石狩低地東縁断層帯の位置

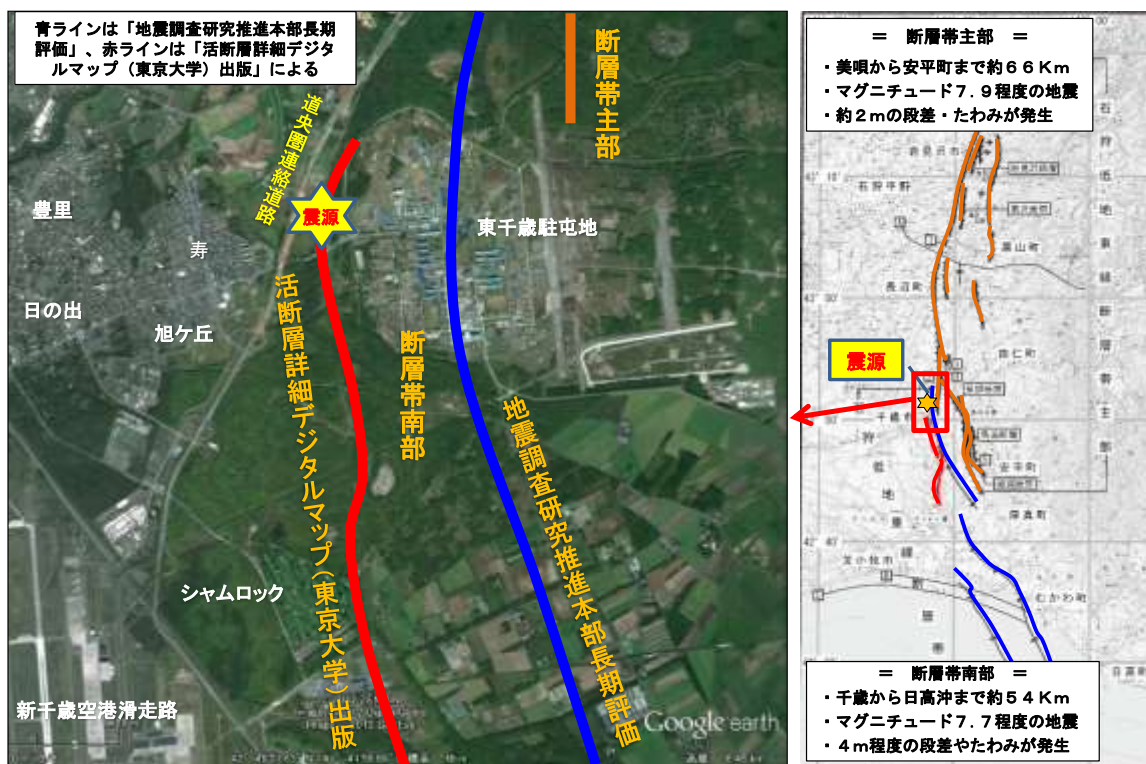


表 2-1 被害想定的前提となる条件設定

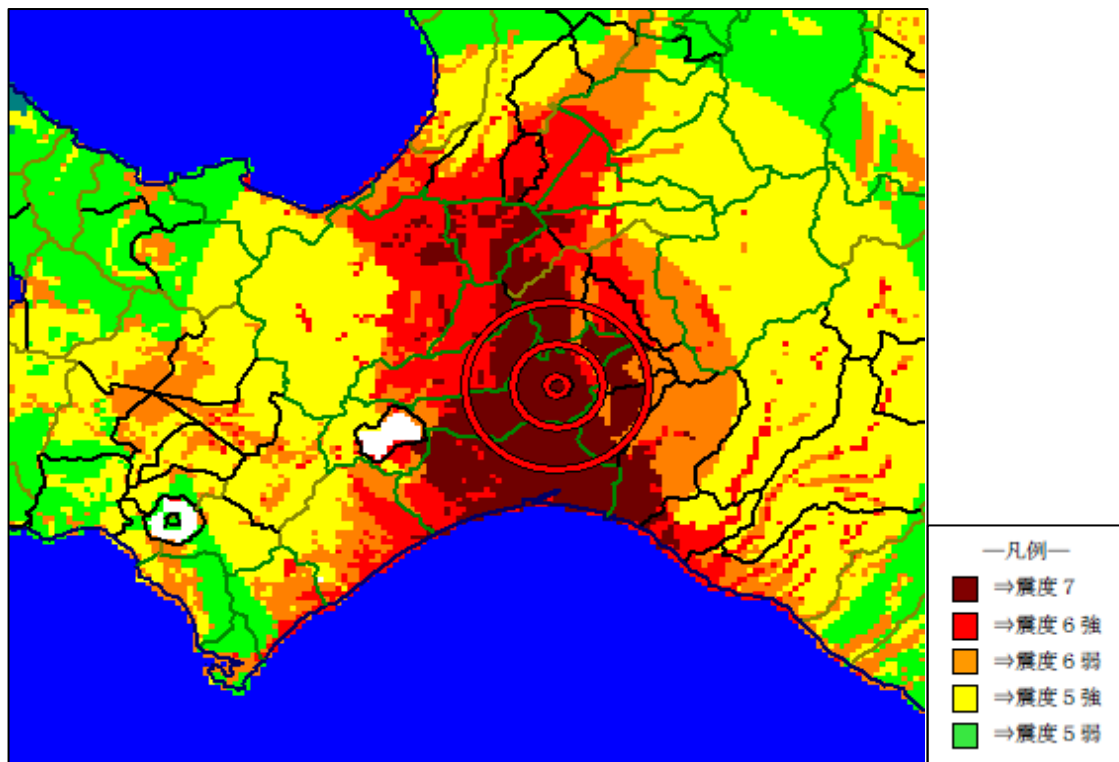
想定する地震	想定する地震の条件設定規模及び準拠
石狩低地東縁断層帯 主部と南部が連動 する地震	- 断層の長さ：108 km (地震調査研究推進本部の長期評価一部改定：平成 22 年 8 月 26 日) - マグニチュード：8.2 (地震調査研究推進本部の長期評価一部改定：平成 22 年 8 月 26 日) - 震源位置：祝梅付近（北海道立総合研究機構の評価及び意見） 「石狩低地東縁断層帯南部の北端付近」 - 震源の深さ：3 km（北海道立総合研究機構の評価及び意見） - 発生時期：10 月（北海道における年月別地震回数を基準） - 発生時期：午前 6 時（災害被害を想定するため在宅・火気使用） - 発生時の風速：3.6 m/s（新千歳航空測候所の計測資料から 10 月の平均値） - 発生時の湿度：78%（新千歳航空測候所の計測資料から 10 月の平均値）

第3節 被害評価及び算定

1 被害の評価

石狩低地東縁断層帯主部と南部が連動する地震が発生した場合、下の図のような震度分布が予想され、千歳市域内では、最大震度7の地震が発生するものと考えられる。

図 2-3 石狩低地東縁断層帯主部・南部連動時の震度分布



算定：消防庁 消防大学校 消防研究センター簡易型地震被害想定システム

2 被害の算定

(1) 被害算定の地区区分

被害の算定にあたっては、地形の特性及び災害対応の容易性等を考慮し、市域内を7つの地区に区分した。なお、市域内の区分は、大きくは市街地と郊外に区分し、更に市街地は鉄道路線（JR）と千歳川で区分した。なお、7つの区分は、下の図のとおりである。

図 2-4 被害算定の地区区分



表 2-2 地区別町字名

番 号		1	2	3	4	5	6	7
地区名		鉄南・川南	鉄南・川北	鉄北・川北	鉄北・川南	向 陽 台	支 笏 湖	東 千 歳
町字名	1	朝日町	春日町	あずさ	青葉	泉沢	支笏湖	泉郷
	2	東雲町	桂木	稲穂	青葉丘	里美	奥潭	柏台
	3	真町	上長都	長都	旭ヶ丘	白樺	支寒内	柏台南
	4	美々	北栄	長都駅前	梅ヶ丘	柏陽	支笏湖温泉	協和
	5	平和	幸町	釜加	寿	福住	西森	駒里
	6	本町	栄町	北信濃	祝梅	文京	美笛	新川
	7	真々地	桜木	北光	住吉	若草	藤の沢	中央
	8		信濃	幸福	東郊		幌美内	東丘
	9		清水町	末広	豊里		水明郷	幌加
	10		自由ヶ丘	清流	根志越		モラップ	
	11		新星	高台	日の出		紋別	
	12		新富	富丘	日の出丘			
	13		千代田町	花園	弥生			
	14		錦町	北陽	流通			
	15		富士	都				
	16		北斗	勇舞				
	17		緑町	みどり台北				
	18		大和	みどり台南				
	19		蘭越					
小 計		7	1 9	1 8	1 1	7	1 1	9
合 計		8 5						

(2) 被害算定地区の防災上の特性

- 交通網と距離による特性

- (ア) 大規模な地震が発生した場合、鉄道（ＪＲ）と千歳川により交通網が分断されるおそれがある。
- (イ) 市街地から支笏湖地区（支笏湖支所）までは概ね 25 km以上、また、市街地から郊外の農耕地帯（東部支所）までは概ね 20 kmと距離が離れていることから、支援に時間を要する。

- 被害による特性

- (ア) 市街地の内、向陽台地区を含む人的被害は全体の約 98.6%であり、避難者数も全体の約 98.7%となっていることから市街地に被害が集中する。
- (イ) 建物に占める向陽台地区を含む市街地の木造数は全体の約 98.1%であり、木造全壊数も約 97.4%となっていることから市街地に被害が集中する。

- 観光客（外国人、北海道内外）等への対応による特性

新千歳空港、千歳アウトレットモール・レラ及び支笏湖地区には、外国並びに北海道内外からの観光客が多数訪れ、市内のホテル等に宿泊する者も多いことから、大規模な災害時には対応を要する。

(3) 地区別の設定項目及び被害算定

地区別の算定を行うため、それぞれの地区に基準となる地点を設定するとともに、各地区の面積、人口、地形分類、標高、主要河川からの距離、液状化の危険度、建物総数と分類、道路区分と総延長、橋梁数と設置年度、水道管の長さ等を設定し、次のとおり、被害を算定した。

表 2-3 地区別の想定項目・算定基準

想定項目		鉄南・川南	鉄南・川北	鉄北・川北	鉄北・川南	向陽台	支笏湖	東千歳	合 計
建 物 (棟)	総 数	998	7,940	7,230	4,606	3,096	96	502	24,468
	木造数	811	6,803	6,464	4,242	2,826	68	339	21,553
	非木造数	187	1,137	766	364	270	28	163	2,915
	建ぺい率(%)	80	60	60	40	40	60	40	—
	対火造率(%)	18.7	14.3	10.6	7.9	8.7	29.2	32.5	—
道 路 延 長 (Km)	国 道	8.276	5.514	4.013	4.880	0	40.330	21.539	84.552
	道 道	8.486	10.252	12.123	1.370	3.560	50.163	21.361	107.315
	市 道	50.6	143.6	216.7	87.2	89.1	9.3	147.1	743.6
橋 数	昭 46 年以前	5	7	6	4	1	14	16	53
	昭 47 年以降	15	18	41	14	3	25	68	184
水道管総延長 (Km)		32.299	153.632	199.742	95.083	76.744	3.442	122.991	683.933

表 2-4 地区別の被害算定

想定項目		鉄南・川南	鉄南・川北	鉄北・川北	鉄北・川南	向陽台	支笏湖	東千歳	合 計
被害者数 (人)	死 者	53	267	222	166	68	2	10	788
	重篤者	9	47	40	30	12	0	2	140
	重傷者	46	237	198	148	60	2	9	700
	負傷者	668	4,083	4,227	2,559	1,399	22	148	13,106
避難者数(人)		712	4,356	4,509	2,730	1,492	23	158	13,980
道路の 被 害 (箇所)	市 道	7	19	28	11	12	1	19	97
	道 道	1	1	2	0	0	7	3	14
	国 道	1	1	1	1	0	5	3	12
建物全壊 (棟)	木 造	355	2,373	1,762	1,409	698	37	141	6,775
	非木造	19	120	76	35	23	4	18	295
建物出火数 (件)		18	127	99	73	40	2	9	368
水供給所要数 (人)		3,571	21,838	22,607	13,688	7,481	116	792	70,093

第4節 業務継続への影響

大規模災害発生時において、地域防災計画等に基づき災害対応を実施するためには、災害対策本部等が設置される本庁舎等（関係施設及び周辺）において必要な資源が利用できる状態でなければならない。また、利用不可能な資源がある場合は、利用可能とするための対策や代替措置を講じる必要がある。

本市の地域防災計画において、石狩低地東縁断層帯に起因する地震が発生した場合、本庁舎周辺では「震度6強程度の揺れ」が想定されるが、この揺れにより、庁舎等建物が被災することで災害対応業務に支障が生じるほか、交通機関等の麻痺により災害対応に必要な物資が不足するなど広範・多岐にわたる影響が生じることが想定される。

また、災害対応にあたる職員自身も被災し、住宅の被害を受ける可能性があることから、業務継続上マンパワーが不足することなどが想定される。なお、気象庁が公表している「気象庁震度階級関連解説表」によれば、震度6強程度の揺れで発生する現象や被害の状況は、次のとおりである。

表 2-5 震度6強程度の揺れで発生する現象や被害の状況

人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況	・人の体感・行動	・立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れに ほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。
	・屋内の状況	・固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
	・屋外の状況	・壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
木造建物（住宅）の状況	・木造建物（住宅） （耐震性が高い）	・壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
	・木造建物（住宅） （耐震性が低い）	・壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。 ・傾くものや、倒れるものが増える。
鉄筋コンクリート造建物の状況	・鉄筋コンクリート造建物（耐震性が高い）	・壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が増える。
	・鉄筋コンクリート造建物（耐震性が低い）	・壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 ・1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
地盤・斜面等の状況	・地盤の状況	・大きな地割れが生じることがある。
	・斜面等の状況	・がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
ライフライン・インフラ等への影響	・ガス供給の停止	・安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。

ライフライン・インフラ等への影響	・断水、停電の発生	・震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生する ことがある。
	・鉄道の停止、高速道路の規制等	・震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる)
	・電話等通信の障害	・地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(輻輳)が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
	・エレベーターの停止	・地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。
大規模構造物への影響	・長周期地震動による超高層ビルの揺れ	・超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
	・大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	・体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等 が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※出典：気象庁震度階級関連解説表（平成 21 年 3 月）

第5節 災害対策本部等設置場所の設備概要

災害対策本部（本部・予備施設・執務室）等を設置する施設は、災害対応の中核となる施設であることから、耐震構造、非常用電源の設置など整備が必要である。なお、主要施設（建物）及び非常用電源等の現況は次のとおりである。

・ 本庁舎等施設の概要

庁舎名	建設年度	構造	規模	延床面積
本庁舎	1976年 3月	鉄筋コンクリート造 (地上部・地下RC) 耐震構造：整備済	地下 4階 地上 1階	9794 m ²
第2庁舎	2018年 12月	鉄筋コンクリート造(地上部RC) 耐震構造：整備済	地上 2階	4818.6 m ²
西庁舎	1994年 8月	軽量鉄骨造(地上部S) 耐震構造：整備済	地上 2階	774.44 m ²
防災学習交流施設 (そなえーる)	2011年 4月	鉄骨、一部鉄筋コンクリート造 (地上部S一部RC) 耐震構造：整備済	地上2階 塔屋1階建	2037.19 m ²
消防本部庁舎	1978年 11月	鉄筋コンクリート造 (地上部SRC+地下RC) 耐震構造：整備済	地上2階 地下1階 (設備用)	2617.34 m ²
水道局庁舎	2001年 3月	鉄骨造(地上部S) 耐震構造：整備済	地上 2階	1981.50 m ²
環境センター (管理棟)	1990年 3月	鉄筋コンクリート造(地上部S) 耐震構造：整備済	地上 2階	1523.45 m ²

※ 構造の種類：W (Wood 木造)、S (Steel 鉄骨造)、RC (Reinforced Concrete 鉄筋コンクリート造)、SRC (Steel Reinforced Concrete 鉄筋鉄骨コンクリート造)

・ 本庁舎施設等の非常用電源

建物	電源の種類・容量	燃料タンク	稼働時間	設置場所	特異事項
本庁舎	ディーゼル発電装置1基 625KVA 500KW	軽油 20,000L	立上り時間10秒 最大容量負荷で 128L/h 168h稼働可能	屋上	停電時に自動で稼働
第2庁舎	ディーゼル発電装置1基 500KVA 400KW	軽油 12,000L	立上り時間10秒 最大容量負荷で 102L/h 168h稼働可能	屋上	停電時に自動で稼働
西庁舎	なし				

防災学習交流施設 (そなえーる)	立型直列水冷4サイクルディーゼル機関発電機1基 80KVA 64kw	灯油 最大 3,000L 実用上限容量 2,800L 実用下限容量 600L	立上り時間40秒以内 24.3L/h 最大約115h稼働 (燃料満槽、暖房未使用時)	屋上電気室	停電時に自動で稼働 燃料は暖房機と共用
消防本部庁舎	ディーゼル発電装置1基 KVA 110.4KW	軽油 300L	立上り時間10秒 最大容量負荷でL/h 9.9h稼働可能	敷地内屋外キュービクル型	指令センター用 停電時自動的に稼働
水道局庁舎	ディーゼル発電装置1基 62.5KVA 75.1KW	軽油 390L	立上り時間40秒以内 16.6L/h 23h稼働可能	敷地内専用室	停電時自動的に稼働 エレベーター、空調非供給
環境センター (管理棟)	なし				処理施設の非常電源は、焼却炉の停止等、施設保全のための限定的能力

第6節 本庁舎等の代替施設の確保

市庁舎の被害が甚大であることや不測の事態により本部機能が果たせないと判断した場合、災害本部の設置場所は地域防災計画の規定により、防災学習交流施設を代替施設とする。

種 類	通常の配置	代替移設（移転先）
災害対策本部	・本庁舎（2階）	・防災学習交流施設（そなえーる）

第3章 非常時優先業務の選定と分類

第1節 非常時優先業務の考え方

本計画で定める「非常時優先業務」は、災害応急対策業務及び停止することにより市民生活や社会活動への影響が大きい通常業務（「優先的通常業務」）をいう。

非常時優先業務 = 災害応急対策業務 + 優先的通常業務

- ・ 「災害応急対策業務」とは・・・「災害対策本部の設置・運営」、「避難所運営」、「救援物資搬送」、「罹災証明発行」等、災害時においてのみ発生する業務（地域防災計画に記載）。
- ・ 「優先的通常業務」とは・・・「通常ごみの処理」、「戸籍届の審査受理」、「食中毒・感染症対策・防疫等の市民の健康管理」等、通常業務のうち災害時も継続または早期再開すべき業務。

図 3-1 非常時優先業務の概念図



第2節 非常時優先業務の分類

「地方都市等における地震対応のガイドライン」（平成25年8月、内閣府）では、災害発生時に必要となる基本的な対応を事前に確認しておくなど災害発生前に対策を講ずるとともに、災害発生時には対応状況（指示、確認）をチェックすることによって、災害対応の効率・円滑化を図る目的とし、災害対応の各段階（準備、初動、応急、復旧）において地方公共団体が実施すべき対応を17の対策項目で取りまとめている。

本市においては、内閣府が定めた本ガイドライン及び千歳市地域防災計画を準拠として、次の21の対策項目で非常時優先業務を分類することとした。

表 3-1 千歳市の非常時優先業務

1	災害対策本部の設置・運営	8	初期消火活動	15	公共インフラの応急処置等
2	各種通信手段の確保	9	避難、避難行動要支援者への対応	16	建物、宅地等の応急危険度判定
3	被害情報の収集・整理	10	飲料水・食糧及び生活必需品等の確保	17	被害認定調査、罹災証明の発行
4	災害情報の伝達	11	物資等の輸送、供給対策	18	仮設住宅
5	応援の受入れ	12	ライフラインの復旧	19	生活再建支援
6	市民への広報	13	行方不明者の捜索、遺体収容	20	廃棄物対策
7	人命救出・救助及び応急医療活動	14	ボランティアとの協働活動	21	その他

第3節 非常時優先業務の選定

災害発生時において、資源等の制約を伴う状況下で、効率的かつ迅速に業務を継続または実施するためには、予め優先的に実施すべき業務を洗い出し、業務内容を絞り込む必要がある。

なお、洗い出しを行った業務については、災害発生後いつまでに業務を開始・再開する必要があるかを検討し、非常時優先業務を選定する。

1 優先的通常業務の選定

非常時優先業務の選定において、災害対応業務と優先的通常業務は、以下の事務分掌とする。

- ・ 災害応急対策業務・・・地域防災計画に記載している事務分掌
- ・ 優先的通常業務・・・千歳市事務分掌規則等に示す災害発生後1ヶ月以内に必要となるもの

なお、優先的通常業務の選定は、次のような考え方にに基づき行うものとする。

- ・ 市民の命をつなぐ災害対応業務を優先する。
- ・ 災害時であっても、ライフライン維持のための業務は継続する。
- ・ 災害対応業務を行うマンパワー確保のため、通常業務については可能な限り停止または縮小する。

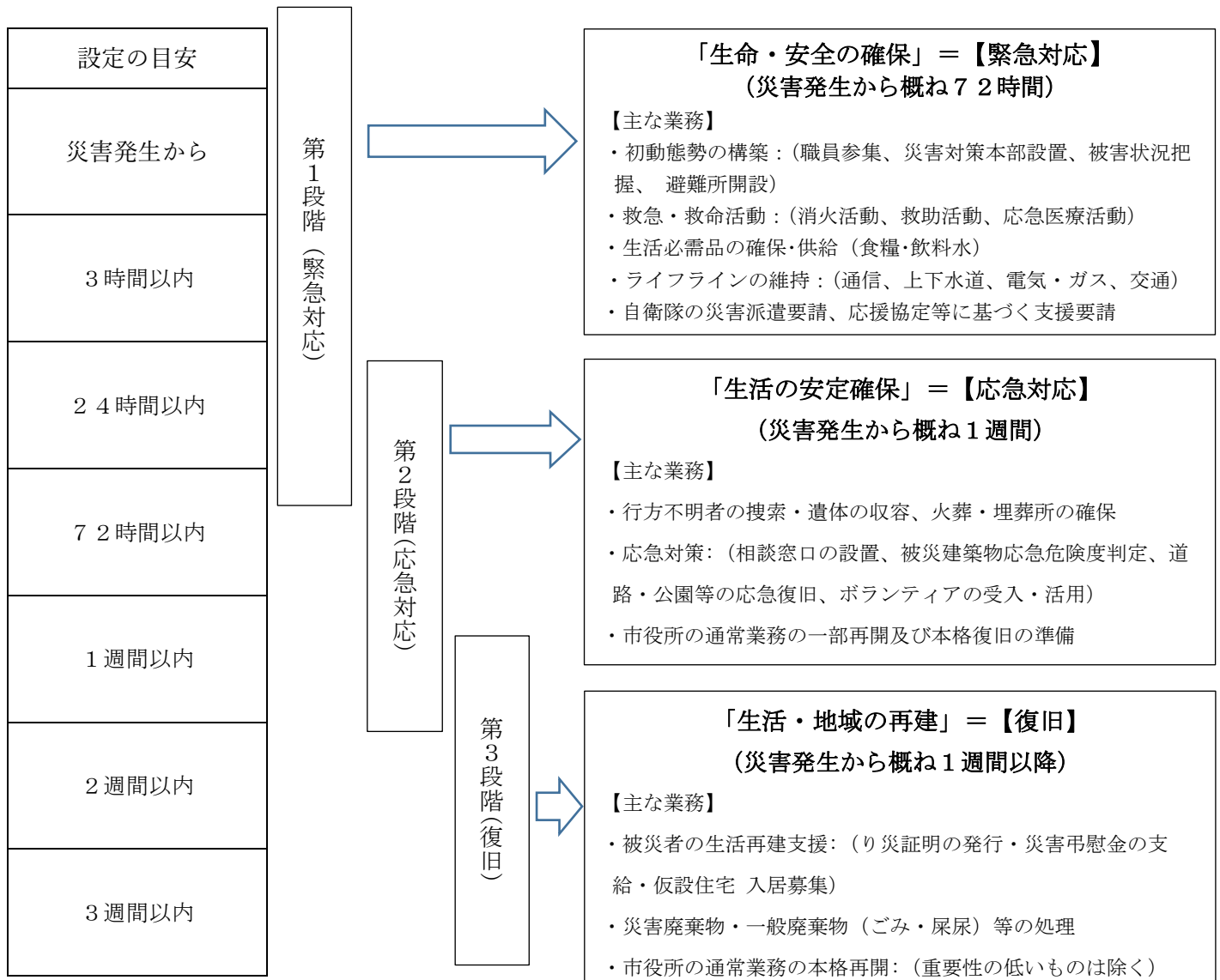
2 業務開始目標時間の選定

非常時優先業務の選定対象となる期間は、発災後の資源が著しく不足して混乱する期間から市民生活が一定の落ち着きを取り戻すと考えられるまでの期間とし、基本的には災害発生から1ヶ月以内を選定対象期間として設定する。

また、業務開始目標時間の設定は、3時間以内、24時間以内、72時間（3日）以内、1週間以内、2週間以内、1か月以内に区分し、設定する。

なお、業務開始目標時間の選定と重視すべき事項の関係は、次のとおりである。

図 3-2 業務開始目標時間の選定と重視すべき事項



3 受援業務の選定

本計画の非常時優先業務の検討過程において、外部からの応援(受援)等が必要と考えられる業務について、洗い出しを行い、業務ごとに応援要請先や応援者に求める業務、要件(資格、経験等)、応援要請担当、執務場所、必要な資機材等の検討を行い、必要な受援業務の選定を行う。

第4節 各部(対策部)の非常時優先業務

災害対策本部体制下の各部(対策部)の非常時優先業務整理一覧を別冊資料編に示す。

なお、非常時優先業務整理一覧は、災害対策本部体制下の班ごとに応急業務、通常業務と区分し、次の様式で作成するものとする。

表 3-3 総務対策部（総務課）非常時優先業務（整理一覧表の一例）

総務対策部

区分		非常時優先業務	業務開始目標時期		
			A：初動対策	B：応急対策	C：復旧対策
			（発生から 24 時間程度）	（概ね 2 日から 1 週間程度）	（1 週間以上）
災害応急対策業務	総務班	1 総務対策部の庶務及び取りまとめ並びに出動人員割り振りに関すること。	○		
		2 災害対策本部運営の補助に関すること。	○		
		3 所管施設等の被害状況の把握に関すること。	○		
		4 市有車両の運用・管理に関すること。	○		
		5 応急救助、復旧対策の調整に関すること。		○	
		6 災害情報、被害状況の報告及び公表の補助に関すること。	○		
		7 警戒区域の立ち入り許可に関すること。		○	
		8 災害救助法の適用手続きに関すること。		○	
通常業務		1 栄典事務		○	
		2 総務事務			○
		3 本庁舎維持管理業務	○		
		4 訴訟、審査請求等業務		○	
		5 法規文書等の審査及び作成業務			○
		6 議案の審査及び作成業務		○	
		7 個人情報保護業務			○
		8 郵便物等收受・発送業務		○	
		9 庁内印刷業務		○	
		10 車両リース管理業務			○
		11 高速道路料金支出事務			○
		12 ハイヤーチケット管理事務			○
		13 車両事故保険対応事務			○
		14 安全運転管理業務			○
		15 バス運転業務	○		
		16 特別職等公用車運転業務	○		

第4章 非常時優先業務実施のための体制及び資源の確保

第1節 職員の勤務体制

大規模災害発生時における職員の勤務体制は、災害が発生する時間帯によって大きく異なる。勤務時間内に大規模な地震等が発生した場合には、勤務中の職員に負傷者等が発生する可能性があり、その数は、庁舎の耐震性能等により異なるが、一般的には、建物被害率と負傷者率との関係式から最大で約3%の職員が業務に従事することが困難となることが想定される。また、負傷しなかった職員においても、地震発生後しばらくは来庁者や職員の救出活動にあたることも想定されるが、基本的には、ほとんどの職員が災害対応業務に従事できる可能性が高いと想定される。

他方、勤務時間外に大規模な地震等が発生した場合は、職員自身や家族の被災、道路や橋梁の損壊、さらには交通の麻痺等により職員の参集困難となり、24時間以内に参集できる職員は、半数以下になる可能性もあり、災害対応業務における人員不足が想定される。

1 職員の非常配備及び参集体制

- ・ 非常配備体制（閉庁時又は勤務時間外）

職員は、勤務時間外または夜間・休日等において、震度5強以上の地震発生や大規模災害発生の情報を知った場合は直ちに指定された勤務場所に参集する。ただし、自身及び家族が負傷し治療が必要な場合など速やかに参集が困難な場合は、所属する対策部（班）に報告するなどの対応を行うとともに参集を阻害する要因がなくなり次第参集する。また、職員が所属先に参集できない場合には、居住地に近い支所や避難所等に自主的に参集し、初動活動を実施しながら災害対策本部の指示を仰ぐものとする。

表 4-1 職員の非常配備基準

種 別	配 備 基 準 ・ 内 容
第1非常配備	① 震度5強の地震により災害及び事故が発生し又は災害が発生するおそれがある場合 ② 第1非常配備をもって災害情報収集、関係機関との連絡調整等災害応急活動のための諸準備及び災害応急活動を開始するとともに第2非常配備へ移行できる体制とする。
第2非常配備	① 震度6弱の地震により、災害及び事故が発生し又は災害が発生するおそれがある場合や、市長が必要と認めた場合 ② 第2非常配備をもって直ちに災害応急活動を開始するとともに第3非常配備に移行できる体制とする。
第3非常配備	① 震度6強以上の地震が発生した場合及び市長が必要と認めた場合 ② 第3非常配備をもって災害応急活動を行う。

平成30年9月6日（午前3時8分）に発生した北海道胆振東部地震では、市内の最大震度6弱であったことから、職員非常配備基準に基づき、第2非常配備要員に指定されている職員が参集した。なお、この地震による人的な被害はなく、職員の参集状況は、次のとおりであった。

表 4-2 北海道胆振東部地震発生時における職員の参集状況

	職員数	出向病欠等	出勤可能人員	出勤状況（9月6日）		
				5時	8時	17時
本部長等	5		5			
総務対策部	104	5	99	81	98	85
企画対策部	57	3	54	37	49	37
市民環境対策部	89	5	84	60	81	63
保健福祉対策部	159	3	156	70	89	116
産業振興対策部	44		44	39	41	41
観光対策部	23		23	12	17	16
建設対策部	62		62	56	59	58
公営企業対策部	45		45	39	45	45
消防対策部	130	1	129	120	122	68
教育対策部	54		54	27	46	40
医療対策部	291	16	275	85	161	190
合 計	1063	33	1030	626	809	760
参集率				60.8%	78.5%	73.8%

・ 参集方法

職員の参集方法は、通常の通勤方法または通勤手段によるものとするが、これが困難な場合は、短時間かつ安全な方法により参集する。参集にあつては、参集途中の被害状況を観察しながら出勤し、出勤後、所属する対策部（班）に報告する。各対策部は体制の立ち上げ作業と同時に、参集した職員から集めた市内の情報を整理し、災害対策本部に報告する。

・ 臨時参集場所

滞在場所の位置関係や、滞在地周辺の被災状況から指定配備場所にすぐに参集できない場合は、最寄りの支所または指定避難所等に参集し、初期の応急対策活動に従事する。また、その場合には災害対策本部に対して臨時参集状況を報告する。

・ 参集状況予測（勤務時間外発災時の参集予測）

職員の居住する住所の分布（平成30年10月1日現在）では、全職員の約86%が市域内に、約14%が市域外内に居住しているが、大規模な地震発生時における市域外居住職員の参集は困難となることが想定される。

また、大規模な地震の発生により交通機関等が使用できない状況を想定して実施している市職員登庁訓練（令和3年10月4日実施。市域外居住者及び出張並びに市民病院・消防勤務者などを除く621名参加）において、徒歩や自転車等により30分以内に登庁可能な職員は全体の約81%となっており、約1時間以内には訓練参加者のほぼ全員が参集可能である。

なお、阪神・淡路大震災時における神戸市職員の参集率をみると、地震発生当日は約4割、2日目は約6割、3日目が約7割、1週間後は約9割となっているが、この参集率等を参考とし大規模地震発生時における当市の職員参集状況を試算した場合、次の表のように算定される。

表 4-3 勤務時間外に大規模な地震等が発生した場合の職員の参集率（％）

（阪神・淡路・淡路大震災を参考とした市職員の時間経過別参集率）

区 分	所 属 職員数	居住地		出 向 病欠等	出勤可能 人員	人的被害数 死傷:17%		出勤可能見積			
		市内	市外			市内	市外	当日 (4割)	2日目 (6割)	3日目 (7割)	1週間 (9割)
本部長等	5	5	0	0	5	1	0	2	3	3	4
総務対策部	92	78	14	2	78	13	2	31	46	54	70
企画対策部	57	50	7	3	50	9	1	20	30	35	45
市民環境 対策部	82	75	7	1	75	13	1	30	45	52	67
保健福祉 対策部	159	133	26	8	133	23	4	53	79	93	203
産業振興 対策部	43	38	5	1	38	6	1	15	22	26	34
観光対策部	21	17	4	2	17	3	1	6	10	11	15
建設対策部	61	54	7	0	54	9	1	21	32	37	48
公営企業 対策部	46	40	6	0	40	7	1	16	24	28	36
消防対策部	132	132	0	1	132	22	0	52	79	92	118
教育対策部	55	46	9	1	46	8	1	18	27	32	41
医療対策部	304	237	67	12	237	40	11	94	142	165	213
合 計	1,057	905	152	31	905	154	24	358	539	628	894

参考：令和3年10月1日現在の職員数（特定任期付職員、再任用職員を除く）

○ 職員の勤務(参集)体制

目 標	迅速な初動体制の確立
-----	------------

○ 事前の対策

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ 職員参集メール（すぐメール）の職員登録率の向上	総務部	随時
☐ 定期的な安否確認・参集訓練等の実施	総務部	随時
☐ 地域防災計画、職員災害初動マニュアルの随時改訂や職員への周知	総務部	随時
☐ 職員が不足する場合に備えた受援計画の作成	総務部	随時

○ 災害時の対応

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ 職員の安否・参集確認と報告	総務対策部	随時
☐ 人員が不足する班への人員配置調整	総務対策部	随時
☐ 外部への応援要請と受入れ準備	総務対策部	随時
☐ 交替勤務などの勤務体制の調整	総務対策部	随時

第2節 組織体制の強化

1 職員の弾力的な配備

災害対策業務は、被災規模や職員の状況等によって変化することから、職員の応援や人員配置等については、非常時優先業務を見極めた上で、適切に行わなければならない。

具体的には以下の点に留意し、非常時優先業務の円滑な実施に努める。

- ・ 非常時優先業務実施に必要な人員が確保できない場合は、まず対策部内での応援職員の配置を行い、対策部内での確保が困難な場合は、必要に応じて全庁横断的に調整する。
- ・ 非常時優先業務のうち、資格・業務経験が必要な業務については、当該対策班の参集状況によって、過去に在籍した職員の応援も考慮する。
- ・ 非常時優先業務のうち長期間におよぶ業務については、交替用の班を編成するなど、継続して業務を遂行できるよう検討する。
- ・ 特定職員への過度の負担を防ぐため、交替制（ローテーション）の仕組みを確立するとともに、交替時に効率よく必要な業務を引き継ぐことができる共通フォーマットを作成する。
- ・ 多様な視点に配慮した適切な災害応急対策の遂行に向け、男女比率等に配慮する。

2 職員の健康管理

業務継続計画の発動直後の期間は長時間の勤務も想定されるため、睡眠、休憩、食事時間等が不規則になるなど、健康面について負担が通常以上にかかることから、勤務の交代も適宜行うように心掛ける。

また、職員のメンタルヘルスケアを含む健康管理についても、ストレスチェックなどを活用し、本人や周囲の者が相互に心身の健康のチェックを行うこととするほか、家族との連絡についても配慮する。

○ 組織体制の強化対策

目 標	非常時優先業務の円滑な実施体制の確立
-----	--------------------

○ 事前の対策

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ 非常時優先業務に要する職員の確保	総務部	随時
☐ 応援体制の事前確立と周知	総務部	随時
☐ 非常時優先業務の多い対策班に勤務した経験者の把握	総務部	随時

○ 災害時の対応

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ ローテーションによる職員の交代制シフトの実施	総務対策部	随時

☐ ニーズに合致した女性職員・専門職員（経験者）の配置	総務対策部	随時
☐ 職員の健康（メンタル含む）状態の把握と対応	総務対策部	随時
☐ 女性職員（妊娠・生理など）に配慮した健康チェックと対応	総務対策部	随時

第3節 指揮命令系統

過去の大規模災害では、首長の不在により、初動が大幅に遅れた事例があるが、勤務時間外に大規模な地震が発生した場合は、24時間以内に参集できる職員は半数以下の可能性があり、また、各対策部の責任者等が多数不在となるおそれがある。

指揮命令系統は大規模災害時にも維持できることが必要であり、責任者が不在または連絡が取れない場合も必要な意思決定がなされるように、市長、幹部職員の職務の代行や継承についての順位及び手順をあらかじめ定めておくことが求められる。

○ 指揮命令系統の対策

目 標	意思決定、指揮命令が滞りなく行える体制の確保
-----	------------------------

○ 事前の対策

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ 代行対象とする職務、職務代行予定者の検討及び決定	各 部	随時
☐ 代行対象とする職務、職務代行予定者の職員への周知	各 部	随時
☐ 職務代行者への迅速な連絡が可能となるよう、役職名、氏名、電話番号（携帯・自宅）、メールアドレス等を整理した連絡網の作成	各 部	随時
☐ 職務代行を想定されている職員に対する教育・訓練	各 部	随時
☐ 災害対策本部体制の見直し	各 部	随時

○ 災害時の対応

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ 職務代行措置の開始・終了及びその周知	各対策部	随時
☐ 意思決定権者と連絡の取れない場合等を想定し、あらかじめ定めた順序での自動的な権限委任（配備体制の決定及び配備指令の伝達）	各対策部	随時

第4節 庁舎・執務室

地震発生時は、本庁舎周辺は震度6強の揺れが想定されるため、庁舎内の固定していない書架、物品棚等のオフィス家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなることに加え、停電、通信障害等が発生し、すぐには業務を開始できない状況となることが想定される。

○ 庁舎・執務室の対策

目 標	迅速な執務実施可能な庁舎・執務室の確保
-----	---------------------

○ 事前の対策

対 策 内 容	担 当	実施時期
□パソコンやプリンター等の転倒、落下防止、ガラス飛散防止等の対策の徹底	各 部	随時
□災害対策本部室（2 階会議スペース）を含む災害対応スペースのワンフロア化及び常設化	各 部	随時
□庁舎の大規模修繕または建替え、その他施設との複合化等の検討	総務部	随時
□代替庁舎候補の検討及び執務機能の整備	総務部	随時
□代替庁舎への移転訓練	各 部	随時

○ 災害時の対応

対 策 内 容	担 当	実施時期
□緊急時の庁舎の安全確認、建物使用可否判断	総務対策部	随時
□庁舎使用不能の場合における代替庁舎の確保、代替庁舎への執務機能の移設	総務対策部	随時

第5節 電力

大規模地震災害の際は、送電設備、変電設備、配電設備等が被害を受け、広範囲で停電が発生する。過去の大規模地震では、大量の停電戸数が確認されているが、おおむね 1 週間程度で復旧している。

平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振東部地震では、苫東厚真火力発電所の発電設備が破損等の停止や送電線事故に伴う水力発電所の脱落等複合的な要因により、電力の周波数を制御する能力が失われたため、道内全域で約 295 万戸が停電するという大規模な停電（ブラックアウト）が発生した。

○ 電力の対策

目 標	停電復旧までに行う業務に必要な電力確保
-----	---------------------

○ 事前の対策

対 策 内 容	担 当	実施時期
□使用可能コンセントや使用可能機器の周知	各 部	随時
□庁舎・そなえーるなど主要施設における非常用電源の確保	各 部	随時

○ 災害時の対応

対 策 内 容	担 当	実施時期
□停電時の各担当者（施設管理者、維持管理受託者、警備受託者、施設施工者、設備機器メーカー、エレベーターメンテナンス業者、電力会社等）との連絡調整	各対策部	随時
□電気使用計画の周知（節電、電力使用量の大きい機器の使用停止）	各対策部	随時
□発電用燃料の確保	総務対策部	随時

第6節 通信機器

対象災害発生時、電話回線の被災や輻輳により、関係機関等との連絡が取りづらくなる。また、停電することも想定されるため、防災行政無線関連システムの電源や充電バッテリーなどの確保が課題となる。なお、電話が使用可能な場合においても、市内在住者の安否に関する問い合わせなどが殺到して、電話回線は繋がりにくくなることが想定される。

○ 通信機器の対策

目 標	災害時に使用可能な通信手段の確保
-----	------------------

○ 事前の対策

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ 各種通信機器の予備電源の確保	総務部	随時
☐ 通信手段（無線通信）の多重化	総務部	随時
☐ 防災行政無線の整備・拡充	総務部	随時
☐ 無線従事者の養成	総務部	随時
☐ 通信担当者の明確化	総務部	随時

○ 災害時の対応

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ 電話、インターネット等の通信機器の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認	総務対策部	随時
☐ 市防災行政無線等の被害状況を把握し、通信回線の疎通を確認	総務対策部	随時
☐ 設備会社への修復依頼等、通信手段の維持活動の実施	総務対策部	随時

第7節 情報システム

大規模な地震発生時は、揺れにより、サーバ機器やパソコン等が転倒・破損し、重要データを喪失するおそれがある。また、停電等により情報システム機器、庁内ネットワーク、インターネット等が使えなくなる可能性が高い。なお、庁内LANや主要な情報システムは、業者が保守管理しており、故障等のトラブル対応や補修は業者への依頼が必要になる。

○ 情報システムの対策

目 標	災害時の情報システム対策の強化
-----	-----------------

○ 事前の対策

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ 災害情報発信の充実、災害情報の一元管理	総務部	随時
☐ 大規模災害に備えたシステムの導入	総務部	随時
☐ ICT-BCPのためのシステム基盤整備	総務部	随時
☐ サーバやネットワークの不具合、故障が発生した場合の業者との連絡体制の確保	総務部	随時

○ 災害時の対応

対 策 内 容	担 当	実施時期
□紙媒体での業務実施（情報システム使用不能の場合）	各対策部	随時

第8節 トイレ

東日本大震災では、断水や停電、給排水管の損壊、汚水処理施設の被災により、多くの 地域において水洗トイレが使用できなくなった。そのため、災害発生後のトイレは排泄物で一杯になり、劣悪な衛生状態となったところがある。 災害発生時には複数の事態が同時に発生することにより、トイレを確保するうえで、様々な制約を受けることが想定される。 なお、市全域では、停電の解消にはおおむね1週間程度、断水の解消にはおおむね1か月程度要すると想定される。

○ トイレの対策

目 標	災害時にトイレが使用できる環境の整備
-----	--------------------

○ 事前の対策

対 策 内 容	担 当	実施時期
□災害時の職員用の携帯トイレ、簡易トイレ等の備蓄の検討	総務部	随時
□トイレに関する必要な備品の確保	各 部	随時

○ 災害時の対応

対 策 内 容	担 当	実施時期
□使用済み携帯トイレ等の処理手段の確保	市民環境対策部	随時
□多重的な災害用トイレ（仮設トイレ、携帯トイレ、簡易トイレ等）の設置	建設対策部	随時
□使用可能トイレと不足するトイレの把握	各対策部	随時
□災害用トイレの使用ルールの周知	保健福祉対策部	随時
□トイレの清潔な衛生環境の確保	保健福祉対策部	随時

第9節 食料・飲料水等

大規模災害時は、職員は庁舎等に泊まり込み災害対応を行うことが想定されることから、体調を崩し、十分に力を発揮することができなくなるおそれがある。また、地震災害発生時は、発災直後よりおおむね市域全域で断水することが想定されており、 飲料水の確保が困難になることに加え、交通・流通機能の障害により、食料の調達も困難になることが想定される。

このため、発災直後から職員用の食料・飲料水等の確保が必要となり、政府業務継続計画（首都直下地震対策）では、各府省等で参集要員の1週間分及び参集要員以外の職員等の3日分程度の物資を備蓄するものとしている。

○ 食料・飲料水等の対策

目 標	職員の災害対応活動用物資の確保
-----	-----------------

○ 事前の対策

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ 災害対応職員用の水・食料等の備蓄計画の作成及び確保（女性や障がいをもつ職員等の視点からも必要な備蓄を準備）	総務部	随時
☐ 職員への個人レベルでの非常食や飲料水の個人備蓄の推奨	各 部	随時
☐ 被災リスクの低い場所での物資の保管	各 部	随時

○ 災害時の対応

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ 災害対応職員用の水・食料等の確保、配分	総務対策部	随時
☐ 休憩場所及び宿泊場所の確保	総務対策部	随時
☐ ローテーション等の配慮	各対策部	随時

第 10 節 燃料・消耗品

東日本大震災では、製油所、サービスステーション等の石油関連施設が被災し、被災地における石油供給が大幅に遅延し、物資輸送用・災害対応用の燃料が不足した。また地方自治体では、病院・避難所・通信・消防・警察等の重要施設で非常用発電機を稼働させるために必要な燃料の備蓄が不足した。

さらに、北海道胆振東部地震では、市内のサービスステーションの営業停止や渋滞による配送遅延の影響などで、営業中のサービスステーションに行列が発生した。このように災害発生時は、非常用発電機や車両用の燃料調達が困難となり、業務に支障をきたすことが想定される。また、事務用品（コピー用紙やトナーなどの消耗品）の不足により業務に支障をきたすことを想定しておく必要がある。

なお、「中央省庁業務継続ガイドライン」には、コピー用紙やトナー等の常時保管量（ストック量）を概ね1ヶ月分以上あることが望ましいと記載されている。

○ 燃料・消耗品の対策

目 標	業務の継続に支障をきたさない燃料・消耗品の確保
-----	-------------------------

○ 事前の対策

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ 消耗品等の在庫確保の対策	各 部	随時
☐ 車のガソリンのこまめな満タン対策	各 部	随時
☐ 庁舎・病院・避難所・通信・消防・警察等の重要施設における非常用発電機を稼働させるために必要な燃料の備蓄	各 部	随時

○ 災害時の対応

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ 消耗品等の残量管理、庁内融通	各対策部	随時
☐ 燃料等の需要把握、確保対策	総務対策部	随時

第11節 応援協定締結による協力体制の確立

大規模災害においては、市の備蓄だけでは対応しきれないため、関係機関・各種団体・企業等からの調達により補完する必要がある。また、市域を越えた広域災害の場合、市は、新千歳空港が立地していることや交通の便の良い立地条件であることを生かし、他の自治体の支援のための拠点としての役割を担うことも想定される。これらを踏まえ、迅速かつ適切な災害対応体制を整備するため、協定等の締結を推進するとともに、平時から連絡体制を確認し、協定等の実行性の確保に努める。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模災害による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加え、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

○ 応援協定締結による協力体制確立の対策

対応目標	関係機関・各種団体・企業等が有する利点の活用
------	------------------------

○ 事前の対策

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ 必要とする事業内容の把握	各 部	随時
☐ 道内外の機関や事業者を対象とした積極的な協定の締結	各 部	随時
☐ 協定締結先との協力内容、方法、担当窓口の定期的な把握・周知	各 部	随時

○ 災害時の対応

対 策 内 容	担 当	実施時期
☐ 必要とする物品等の早期把握と要請	各対策部	随時
☐ 協定物品等の受け取り・備蓄場所の確保、配分要領の決定	各対策部	随時

表 4-4 応援協定締結の現況（令和4年2月末現在）

区 分	応援協定名		応援協定締結先	締結年月日
国・自治体との協定	1	災害時相互応援に関する協定	苫小牧市、恵庭市	1996/5/29
	2	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道、北海道市長会、北海道町村会	1997/11/5 (2015/3/13)
	3	大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定	花巻市、名取市、岩沼市、伊丹市、大村市、霧島市	2010/9/24
	4	災害時等の相互応援に関する協定	鹿児島県指宿市	2011/10/21
	5	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局	2014/3/28
	6	原子力災害時等における広域避難に関する協定	倶知安町	2014/10/30
	7	在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会における大規模災害等の相互応援に関する協定	苫小牧市、三沢市、東北町、六ヶ所村、小美玉市、かすみがうら市、行方市、銚田市、茨城町、小松市、加賀市、能美市、川北町、築上町、行橋市、みやこ町、宮崎市、西都市、新富町、高鍋町	2015/3/31

部隊等との 協定	1	大規模災害等における連携に関する協定	陸上自衛隊第7師団第11普通科連隊	2012/9/8
	2	大規模災害時等における派遣隊員の留守家族支援に関する協定	陸上自衛隊東千歳駐屯地 陸上自衛隊北千歳駐屯地 航空自衛隊千歳基地	2012/11/9
情報発信収集に関する 協定	1	災害時における協力に関する協定	郵便事業株式会社千歳支店	2008/6/30
	2	災害時における協力に関する協定	郵便局株式会社千歳郵便局	2008/6/30
	3	アマチュア無線による災害時応援協定	千歳アマチュア無線協会	2013/4/16
	4	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	2013/11/29
	5	災害等に係る情報発信に関する協定	ファーストメディア株式会社	2019/3/29
	6	災害時の避難施設における情報の提供に関する協定	株式会社バカン	2021/5/20
避難所に関する 協定	1	避難場所広告付看板に関する協定	N T T 北海道電話帳株式会社	2004/11/5
	2	避難場所広告付看板に関する協定	北電興業株式会社	2005/6/20
	3	災害等における災害時における一時避難所に関する協定	セガサミーゴルフエンタテインメント株式会社	2012/11/12
	4	災害時における福祉避難所の運営に関する協定	社会福祉法人千歳市社会福祉協議会	2013/6/10
	5	災害時における一時滞在施設等に関する協定	北海少年院	2019/12/18
医療救護活動に関する 協定	1	災害時の医療救護活動に関する協定	社団法人千歳医師会	1989/4/10 (2012/7/12)
	2	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	社団法人千歳歯科医師会	2002/4/12
ライフライン復旧等に関する 協定	1	災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定	社団法人北海道エルピーガス協会石狩支部千歳分会	1999/3/31
	2	災害等の発生時における応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会石狩支部	2011/9/2
	3	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力株式会社・北電ネットワーク株式会社	2021/12/27
応急対策業務に関する 協定	1	災害時における応急対策業務に関する協定	千歳建設業協会	2006/4/26
	2	災害時における応急対策業務に関する協定	千歳市環境整備事業協同組合	2006/4/26
	3	緊急事態における隊友会の協力に関する協定	社団法人隊友会千歳地方隊友会千歳支部	2006/5/18
	4	災害時における応急対策業務に関する協定	千歳市管工事業協同組合	2007/1/26
	5	災害時における応急対策業務に関する協定	千歳電業協会	2008/10/30

応急対策業務に関する協定	6	災害時等における電気設備等の応急対策業務に関する協定	一般財団法人北海道電気保安協会	2015/2/4
	7	災害時における応急対策業務に関する協定	千歳電通業協会	2017/8/22
輸送・運送に関する協定	1	災害時における遺体搬送等に関する協定	社団法人全国霊柩自動車協会	2003/8/26
	2	災害時等における物資の輸送及び保管・管理に関する協定	ヤマト運輸株式会社千歳主管支店	2014/3/6
	3	災害時等における緊急・支援物資の輸送に関する協定	札幌地区トラック協会千歳支部	2016/6/24
	4	災害時における物資の輸送等に関する協定	佐川急便株式会社北海道支店	2020/8/13
物資供給等に関する協定	1	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	イオン北海道株式会社	2008/1/31
	2	災害時における救援物資提供に関する協定	北海道キリンビバレッジサービス株式会社	2010/4/21
	3	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング株式会社	2011/6/23
	4	災害時における飲料の提供等に関する協定	サントリーフーズ株式会社	2011/6/29
	5	災害時における救援物資提供に関する協定	北海道キリンビバレッジ株式会社	2015/3/25
	6	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	千歳工業クラブ	2016/8/9
	7	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブン-イレブン・ジャパン	2017/8/28
	8	災害時における燃料の供給等に関する協定	千歳地方石油業協同組合	2012/2/15
	9	災害時における燃料の供給等に関する協定	千歳燃料販売同業組合	2012/2/15
	10	災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社カナモト千歳営業所	2012/3/15
	11	災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	日立建機日本株式会社千歳営業所	2012/3/15
	12	災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	北海産業株式会社千歳営業所	2012/3/15
	13	災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社共成レンテム	2012/11/19

物資供給等に関する協定	14	災害等におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社 ナガワ	2012/11/19
	15	災害時等における物資提供に関する協定	北海道森紙業株式会社	2014/4/28
	16	災害時における応急生活物資の提供に関する協定	大塚製薬株式会社	2019/12/18
	17	災害時における無償提供に関する協定	大塚製薬株式会社	2020/1/30
	18	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	株式会社セコマ	2020/2/25
	19	災害時における応急対策支援に関する協定	株式会社上田商会	2020/4/17
	20	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	株式会社ラルズ	2020/7/22
	21	災害時における救援物資の保管等に関する協定	鴻池運輸株式会社北日本支店	2021/7/29
	22	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	2022/2/9
公設市場間による生鮮食品提供に関する協定	1	道内卸売市場による災害時相互応援協定	道内卸売市場	2013/9/1
	2	全国公設地方卸売市場協議会災害時相互応援に関する協定	全国公設地方卸売市場協議会	2017/7/1
バス輸送協力に関する協定	1	災害時におけるバス輸送の協力に関する協定	千歳相互観光バス株式会社	2018/3/29

* 締結年月日欄の（ ）内年月日は見直し年月日を示す。

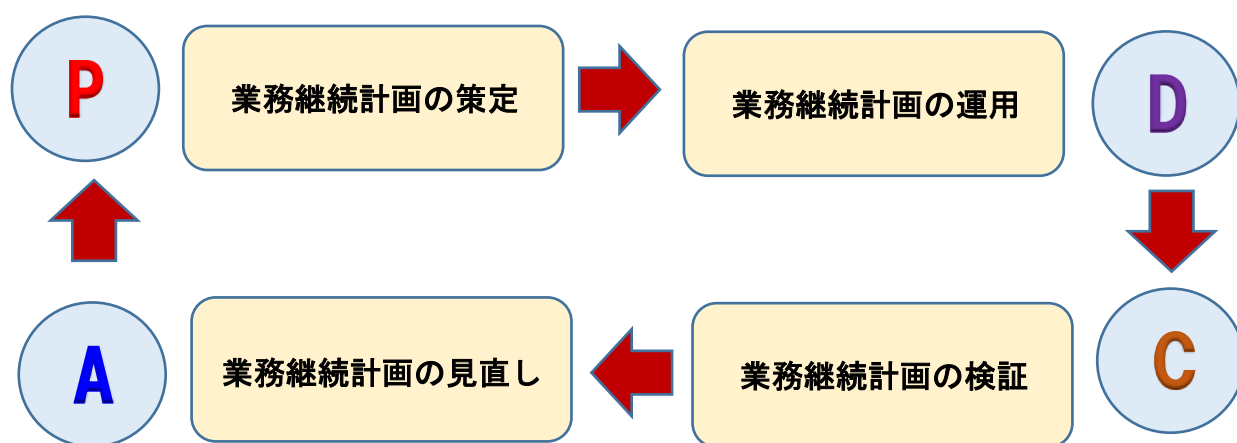
第5章 業務継続体制の向上

第1節 業務継続体制向上の考え方

災害発生時に的確に業務継続を図るためには、業務継続体制について検討した内容等を職員等に周知・浸透させ、さらに災害発生時に実際に行動できるよう対応能力の向上を図ることが重要である。

このことから、本計画は、業務継続力の向上を図るため、教育・訓練や計画の検証・実行等を通じて、課題の検討を行い、「計画（PLAN）」「実施（DO）」「評価（CHECK）」「改善（ACT）」の4段階のサイクル（PDCAサイクル）によるスパイラルアップに努め、継続的に改善していくこととする。

表 5-1 業務継続力向上のためのPDCAサイクル



第2節 計画実施・改定の進め方

業務継続計画は、策定後においても、非常時優先業務のより詳細な検討や資源確保のための事前対策の実施、定期的な計画の改定を繰り返す必要がある。

このことから、市は、職員を対象とした研修会の実施や業務継続計画の庁内イントラへの掲示等により、計画内容の全庁的な周知に努める。また、地域防災計画に基づき実施する防災訓練等において、訓練のテーマや内容に「業務継続」を盛り込み、業務継続の重要性を共通の認識として全職員が持つことができるように配慮する。さらに、各部（対策部）においては、職員が大規模地震発生時にどのような行動をとるべきか、あらかじめどのようなことを知り、何に備えるべきかについて明確にわかるよう、チェックリストやマニュアルを整備し、人事異動等により担当職員が異動した場合においても、所要の行動が取れるよう体制の確保に努める。

なお、具体的には、おおむね3年に1度の周期で業務継続計画の改定を行うこととする。併せて、訓練等による計画の実行及び評価の結果を改訂に反映させるため、必要に応じて修正を行う。

○ 用語の定義

本計画にて使用する用語の定義は、特に断りのない限り、以下のとおりとする。

用 語	定 義
業 務 継 続 計 画	災害等により、市自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、行政機能を維持することを目的とし、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のことをいう。
地 域 防 災 計 画	災害対策基本法第 42 条に基づき、防災に関し関係機関が処理すべき業務や予防・応急対策・復旧の計画等について定めた計画をいう。なお、本計画は自治体ごとに作成する。
非常時優先業務	大規模災害時にあっても優先して実施すべき業務をいう。具体的には、災害応急対策業務及び業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。
応 急 ・ 復 旧 業 務	市地域防災計画による災害応急対策業務と、大規模災害時に発生する復旧・復興業務の中でも優先度の高い業務を指す。
通 常 業 務	災害が発生しなくても市が実施すべき業務のうち、市地域防災計画に規定する災害応急対策業務以外のものをいう。業務の頻度（日常的に実施しているかどうか）は問わないこととする。
必 要 資 源	非常時優先業務の執行に必要なもの。例えば、職員、庁舎、執務環境、電力、通信（電話、防災行政無線、インターネット等）、情報システム（重要な行政データを含む）、水・食料等、トイレ、消耗品等を指す。
ボトルネック	- 作業フローの中で効率が最も悪い箇所を指し、業務継続における作業時間の遅延、業務の遅滞等をもたらす要素やその原因をいう。1つの要因で全体の結果や性能を左右する、最大の要因となる。 - 本計画では、非常時優先業務を執行する上で、執行の妨げとなる課題や障害を指す。
P D C A	業務管理を合理的に進める手法のひとつであり、P(plan：計画)、D(do：実行)、C(check：評価)、A(action：改善)の4段階を繰り返すことにより、継続的に改善するしくみをいう。

千歳市業務継続計画（BCP）

令和4年3月 改訂

平成30年12月 改訂

平成28年12月 策定

編集・発行 千歳市総務部危機管理課

〒066-8686

千歳市東雲町2丁目34番地

TEL 0123-24-0144

FAX 0123-22-8852

Eメール kikikanri@city.chitose.lg.jp